

## グラントソントン花輪の「GST 虎の巻」



### 輸出時の I G S T

インドからの物品・サービスの輸出については、州際取引と整理されて IGST の課税対象となっているが、税率は 0% (Zero rated supply) とされて免税となっている。ただし、物品・サービスの輸出時に IGST を課税しない(= IGST を記載しないインボイスを発行する) ためには、予め Letter of Undertaking (LUT) を主たる事業所の管轄当局 (Deputy/Assistant Commissioner) に提出するか、Bond (担保金) を供出しなければならない。

これらの手続を経ない輸出の場合は、いったん輸出時に IGST を課税して (= IGST を記載したインボイスを発行して) 納税し、後にその還付申告することができる。

#### LUT とは？

LUT は、インド大統領を宛先とした念書で、1. CGST ルール 96A (1) に従って物品・サービスの輸出時に IGST を課税しないこと、2. 物品・サービスの輸出に関する全ての規定を遵守すること、3. 物品・サービスを輸出しなかった場合には IGST を支払い、インボイス日から IGST 支払日までの期間について年 18% の利息を支払うこと、を確認する。100 ルピーの Stamp Paper に印刷し、会社代表者が署名する。また、2 名の Witness の署名も必要で、Witness の PAN カードまたは Addhaar カードのコピーの提出も求められる。Witness は会社関係者に限らず、誰でも良いとされる。

LUT は Form RFD-11 に添付して提出する。また、以下に述べる外貨建て送金基準への合致や係争事案がないことを確認する Undertaking Letter と外貨建て送金額についての銀行の Certification を入手し、提出する。LUT は基本的に年度単位のコンプライアンスとなる。

#### LUT の提出が認められる GST 登録者

以下の条件を満たす GST 登録者は、LUT を提出することで、IGST 課税なしに輸出をすることができる。

- ・ Foreign Trade Policy 2015-2020 の Paragraph 5 に定めるステータスホルダーであること
- ・ 輸出売上の 10% 超かつ 1,000 万ルピー超を外貨建て送金で受け取っていること
- ・ CGST 法または各旧間接税法の下での 2,500 万ルピー超の係争事案がないこと

上記条件を満たさない場合には、以下に述べる Bond の方法で輸出時の IGST 課税を回避できる。

#### Bond とは？

輸出取引に係る税額を見積もり、それ以上の金額を Bond

(担保金) とする。Bond は、輸出取引の都度の担保ではなく、継続的輸出取引に対する担保 (Running Bond) でも認められ、もし担保額が輸出にかかる税額を下回った場合には新たに Bond を設定する。また、その担保金について銀行保証を付さなければならないとされているが、主たる事業所の管轄 Commissioner がこれまでの輸出記録を確認して認められれば、銀行保証を付けないことも可能である。銀行保証額は原則的に Bond 金額の 15% を上限とするとされている。Bond (担保金証書) は Form RFD-11 の形式に従って作成し、当局 (Commissioner) に提出する。

#### インボイスへの記載

物品・サービスの輸出に係るインボイスには、IGST を課税する場合には「SUPPLY MEANT FOR EXPORT ON PAYMENT OF INTEGRATED TAX」と記載しなければならない。

また、LUT または Bond による IGST 課税なしの輸出に係るインボイスには、「SUPPLY MEANT FOR EXPORT UNDER BOND OR LETTER OF UNDERTAKING WITHOUT PAYMENT OF INTEGRATED TAX」と記載しなければならない。

#### 還付申告

輸出に係る IGST を納税した場合の還付申告は、基本的には月次の売上サプライ情報申告 (Form GSTR-1) で輸出売上サプライを申告し、月次申告書 (Form GSTR-3) で還付を申告することとなる。

旧間接税制では輸出に関して様々は書類が要求されていたが、GST の下では、物品の輸出は Shipping Bill のみが必要とされ、IGST 還付には Shipping Bill を税関に提出し、それが輸出積荷目録 (EGM) に反映されればその他の書類は基本的には必要ない。あとは、月次申告書 (Form GSTR-3) で当該輸出を適切に申告すればよい。

#### SEZ へのサプライ

SEZ への物品・サービスのサプライは GST の下では輸出取引と同じ取扱いであり、州際取引として IGST の課税対象かつ税率 0% (Zero Rated Supply) となる。従って、サプライ時の IGST 課税を回避する場合には LUT または Bond が必要となり、そうでない場合には IGST を支払って後から還付申請をすることになる。

#### 前回解説記事(申告・納税)の補足

前回解説記事で、2017 年 7 月と 8 月の月次申告の緩和策

について触れたが、以下補足したい。

7月分の簡易版月次申告書 GSTR-3 B の申告と納税期限は8月20日とされていたが、8月19日付けのプレスリリースで5日延長され、8月25日となった。

また、7月分の GST 納税について、旧間接税制からの引継ぎクレジットを利用する場合には、引継ぎクレジットの申告 (GST TRAN-1) と GSTR-3 B を8月28日までに申告することが8月17日付け通達で明らかにされた。引継ぎクレジットを利用しない場合や、リーバースチャージに伴う GST 納税など引継ぎクレジットを利用することができない納税額がある場合には、8月25日までに現金で納税する必要がある。

また GSTR-3 B の申告とは別途、7月分と8月分の GSTR-3 (原則版の月次申告書) は別途申告しなければならず、申告期限は7月分は9月15日、8月分は9月30日である。

なお、GSTR-3 の Part A はインボイスごとの売上サプライ申告 (GSTR-1) と仕入サプライ申告 (GSTR-2) に基づいて売上サプライ情報と仕入サプライ情報が作成されるが、Part B の納税額テーブル(合計ベース)は GSTR-3 B で申告した GST 金額等が反映される。この場合、GSTR-3 の金額と GSTR-3 B の金額が相違してしまう場合には、以下の対応と

なる。

・納税額の相違については、GSTR-3 の Part B を修正し、納税する

→GSTR-3 B の情報を修正し、納税する。

・GSTR-3 の ITC 金額が GSTR-3 B で申告した ITC を上回る場合、その超過額は ITC として認められる

→GSTR-3 B で ITC が過少申告となってしまうとしても、GSTR-3 で申告した金額が ITC として認められる

#### <プロフィール>

花輪大資 (はなわ・だいすけ)

グラントソントン・インディア、ジャパンデスク・ディレクター。公認会計士(日本)。2006年に太陽有限責任監査法人入所、10年7月に公認会計士登録。日本国内で法定監査、IPO支援業務、デューデリジェンス業務、会計支援業務、国際関係業務などに従事。13年8月から現職。